

# ケアプランデータ連携システム利用促進モデル地域づくり事業調査業務委託 仕様書

## 1 件名

ケアプランデータ連携システム利用促進モデル地域づくり事業調査  
業務委託

## 2 目的

本業務は、本市が選定するモデル地域内の介護事業所において、(公社)国民健康保険中央会が運営するケアプランデータ連携システム(以下「連携システム」という。)の運用状況の実態調査を実施することにより、モデル地域内の介護事業所における業務効率化、生産性向上の取組を推進するとともに、その調査を得られた成果を好事例として他の介護事業所に横展開し、市内全体での連携システムの利用促進を図るものである。

## 3 委託期間

当該業務委託契約締結の日から令和8年2月16日(月)までとする。

## 4 委託料

6,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)を上限とする。

## 5 対象地域

八代市内2地域(①代陽・八代地域、②高田・金剛地域)

## 6 業務内容

### (1) 連携システム導入支援

連携システムの導入支援については、モデル地域内居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所からの問い合わせに対し、連携システムヘルプデスクサポートサイトを活用し、対面・非対面のどちらかにおいて支援を行うこと(支援する事業所数は、モデル地域2地域において最大で計30事業所程度と想定している)。

### (2) タイムスタディ調査の実施

選定したモデル地域内事業者において、連携システムの導入前後における業務内容や所要時間等を比較検証するなど、モデル地域での取組をほかの介護事業所等に横展開できるような提案内容とすること。

#### ①調査対象者及び調査方法

八代市が選定するモデル地域内の居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所(約100事業所を想定)を対象に、アンケート(調査項目:約20項目程度)を実施するとともに、モデル地域ごとにモデル事業所を5事例程度選定し、ヒアリング調査やタイムスタディ調査等を通じて、連携システム

導入前後における業務内容や所要時間等を比較検証するなどの調査を実施すること。

質問項目については、委託者（八代市）と協議の上作成する。

②調査日程

令和7年11月～令和8年1月を予定

③受託者の作業内容

アンケート調査結果のデータ入力、集計・分析を行い、調査結果報告書として取りまとめるまでの作業一式を行う。

④成果品

- ・提出先は八代市介護保険課とする。
- ・調査結果データ：アンケート回答の電子データ（CSV形式）
- ・調査結果報告書データ：ワード、エクセル、パワーポイント等汎用的なソフトで閲覧、加工が可能なデータをCD-R等に格納して納品すること。

**（3）好事例集の作成**

連携システム導入の効果測定等を行ったモデル事業所（グループ）の事例について、報告書形式の好事例集をまとめ、電子データ（CD-R等）1部と紙（A4両面）3部を提出すること。

**（4）業務完了報告**

受託者は、各業務で使用した資料や作成した業務報告書等を、委託者（八代市）に提出するものとする。

- ・提出期限 令和8年2月16日（月）
- ・提出先 八代市介護保険課
- ・提出方法等 電子データ（CD-R等）1部と紙（A4両面）3部を提出するものとする。

**（5）調査報告における留意事項**

- ・報告書データの作成に当たっては、随時、委託者（八代市）と協議、確認しながら作成すること。
- ・報告書データについては、詳細なデータ（グラフ、クロス集計等）を提出すること。
- ・業務の遂行に当たり、業務内容の追加や変更の必要が生じた場合は、委託者（八代市）と受託者で協議の上、仕様書の内容を変更することができる。
- ・委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、委託者（八代市）と十分協議を行うこと。

**7 契約方法**

総額契約

## 8 支払方法

業務完了後一括払い

## 9 その他

- (1) 本業務の再委託を禁止する。但し、八代市の承認を得た場合を除く。
- (2) 本業務における成果の著作権は、すべて八代市に帰属するものであり、八代市の許可なく複写、複製または第三者に提供してはならない。
- (3) 業務の遂行に際して知り得た情報等については、いかなる理由を持っても委託業務期間中、又は委託業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (4) 八代市は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告・提出を求めることができる。
- (5) 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は速やかに八代市と協議し、その指示のもと、業務を円滑に遂行すること。
- (6) 受託者は、本業務を履行する上で、個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）、別記1「個人情報取扱特記事項」及び別記2「特定個人情報等の取扱いに関する特記条項」を遵守しなければならない。
- (7) 受託者は、本業務を履行する上で、情報資産を取り扱うに当たり、別記3「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。
- (8) 業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品等の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに委託者（八代市）が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 「受託者(以下「乙」という。)」は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この協定による業務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この協定による業務に関して知ることのできた個人情報の漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5条 乙は、「八代市(以下「甲」という。)」の指示又は承諾がある場合を除き、この協定に業務に関して知ることのできた個人情報を協定の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、この協定による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第8条 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この協定による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、協定の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事を周知するものとする。

(実地調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの協定による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時、実地調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この協定に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 別記 2

### 特定個人情報等の取扱いに関する特記条項

(適用の範囲)

第1条 本特記条項は、乙が本協定の履行において「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う場合に適用されるものとする。

(秘密保持義務)

第2条 乙は、特定個人情報等を秘密として保持し、法令の定める場合を除き第三者に提供又は開示もしくは改竄又は目的外の利用をしてはならない。

2 乙は、特定個人情報等の全部又は一部を甲の許可無く複製又は複製してはならない。

3 乙は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号）に定める安全管理措置を講じ、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止に努めなければならない。

4 本条の規定は、本協定終了後も有効とする。

(事務所内からの特定個人情報等の持出しの禁止)

第3条 乙は、本協定の履行において、乙の事務所内にて特定個人情報等を管理する場合は、乙の事務所内の管理区域にて厳密に管理し、甲の事前の承諾なしに当該区域外へ持ち出してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、本協定にかかる業務の全部又は一部の内、特定個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。ただし、甲の書面による事前の承諾がある場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書により甲に承諾を求める場合は、乙が果たすべき安全管理措置と同等の措置を再委託先にも課すこととし、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報を甲に通知する。

3 乙は、前項の再委託先に対し、必要かつ適切な監督を行う義務を負うものとし、再委託先の行った作業結果については、乙が責任を負うものとする。

(漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任)

第5条 乙は、自己の責に帰すべき事由により、特定個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合、その責任を負うものとする。

2 乙は、特定個人情報等の漏えい等を確認した場合、ただちにその旨を甲に報告し、速やかに影響の極小化を図るとともに、必要な調査を行ったうえ、当該特定個人情報等の項目、内容、数量、発生状況等の詳細な調査結果及び今後の対処方針を書面により報告しなければならない。

(協定終了後の特定個人情報等の返却又は廃棄)

第6条 乙は、本協定が終了した場合は、特定個人情報等が記録された磁気媒体や帳票等を遅延なく甲に返却しなければならない。ただし、甲の指示があるときは、その指示内容に従い甲の許可を得て削除又は廃棄するものとする。

2 乙は、前項の規定により、返却もしくは削除又は廃棄が完了した場合には、甲に対して書面で報告するものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化及び監督・教育)

第7条 乙は、特定個人情報等を取り扱う担当者を選任し、当該担当者に対し必要かつ適切な監督及び教育を行うものとする。

(協定内容の遵守状況等の報告)

第8条 乙は、甲から本協定内容の遵守状況等について報告を求められた

場合には、適当な期間内にこれを報告しなければならない。

2 前項の報告内容及びその方法については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、合理的な理由により必要と認められる場合には、あらかじめ乙の承諾を得たうえで、乙の業務に支障のない範囲で乙の施設に立ち入り、本協定に規定する事項の実地調査ができるものとする。

2 甲は、前項の調査の結果、乙の特定個人情報等の安全管理措置の改善が必要と判断した場合、乙に対し、その改善を要請することができるものとする。

### 情報セキュリティ対策特記事項

- (情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティポリシー実施手順の遵守)
- 第1条 乙は、本協定の履行に際し、八代市情報セキュリティポリシー及び八代市情報セキュリティポリシー実施手順(以下ポリシー等と言う)を遵守しなければならない。なお、甲の事前の承諾を得て再委託を行う場合、再委託先は乙と同様の義務を負うものとする。
- (業務上知得た情報の守秘義務)
- 第2条 甲及び乙は、本協定の履行に際し業務上知り得た秘密について、第三者に開示、漏洩してはならない。なお、本協定終了後も同様とする。
- (提供された情報の目的外利用及び受託者以外の者への提供の禁止)
- 第3条 本協定の履行に際し、甲から提供された情報について、その目的以外に利用したり、第三者へ提供してはならない。
- 2 甲から提供された情報が個人情報である場合または個人情報を含んでいた場合は本協定を履行する目的以外に利用、加工、複製、複写してはならない。
- 3 甲の了承を得て行われる場合はこの限りではない。
- (提供された情報の返還義務)
- 第4条 乙は、本協定の履行に際し、甲から提供された情報について本協定終了後、速やかに甲に返還しなければならない。
- (事故発生時の報告義務)
- 第5条 乙は、個人情報の漏えい、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくは恐れがあったときは、適切な措置をとるとともに、速やかに甲に報告しなければならない。
- (市による定期的な報告徴収、監査・検査の実施)
- 第6条 甲は、ポリシー等が遵守されていることを適宜確認することが出来る。また、甲が必要と認める場合は、乙に対し、報告を求め、当該状況を監査、又は検査することが出来る。
- この場合、乙は、甲の監査又は検査が円滑に遂行できるよう協力しなければならない。
- (従業員に対する教育の実施)
- 第7条 乙は、業務の従事者に対し、情報セキュリティポリシーの遵守、及び個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。
- (情報セキュリティポリシー遵守のための体制)
- 第8条 甲及び乙は、本協定の履行に際し、情報セキュリティポリシー遵守のために必要な体制を協議して定めなければならない。
- (情報セキュリティポリシーが遵守されなかった場合の規定(損害賠償等))
- 第9条 乙が、ポリシー等の遵守違反により相手方に損害を与えたときは、甲は、本協定の解除の有無に関わらず、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 2 前項の損害賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。